

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
発行 宇治市  
総務・市民協働部  
総務課  
電話 22-3141番  
印刷 宇治市横島町吹前123-4  
（南山城複写センター）

## 目次

### 告 示

- 告示第50号 取納の事務及び徴収の事務の委託…（納税課）…2
- 告示第54号 公印の新調及び廃止…（総務課）…2
- 告示第55号 公印の新調及び廃止…（農林茶業課）…2
- 告示第56号 公印の新調及び廃止…（政策戦略課）…2

### 公 告

- 公告第20号 宇治市源氏物語ミュージアム空調機器改修工事に  
係る条件付一般競争入札…（契約課）…3
- 公告第24号 農用地利用集積計画…（農林茶業課）…5

告示

宇治市告示第50号

収納の事務及び徴収の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定により、宇治市税の収納の事務、国民健康保険料の徴収の事務、介護保険料の収納の事務、保育料の収納の事務及び公立保育所給食費の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により告示します。

令和4年4月15日

宇治市長 松村 淳子

1 受託者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都港区港南一丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンーイレブン・ジャパン

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

東京都千代田区紀尾井町1番3号

PayPay株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポブラ

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

東京都品川区西品川一丁目1番1号

LINE Pay株式会社

2 委託事務

市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割））の収納

国民健康保険料の徴収

介護保険料の収納

保育料の収納

公立保育所給食費の収納

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(揭示済)

宇治市告示第54号

公印の新調及び廃止について

次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第8条第3項の規定により、告示しま

す。

令和4年5月2日

宇治市長 松村 淳子

新調

Table with 4 columns: 公印の名称, 使用区分, 使用開始年月日, 印影. Row 1: 宇治市総務・市民協働部長之印, 総務・市民協働部長名をもって発する文書用, 令和4年4月1日, 印影.

廃止

Table with 4 columns: 公印の名称, 使用区分, 使用廃止年月日, 印影. Row 1: 宇治市総務部長之印, 総務部長名をもって発する文書用, 令和4年4月1日, 印影.

宇治市告示第55号

公印の新調及び廃止について

次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第8条第3項の規定により、告示します。

令和4年5月2日

宇治市長 松村 淳子

新調

Table with 4 columns: 公印の名称, 使用区分, 使用開始年月日, 印影. Row 1: 宇治市産業観光部長之印, 産業観光部長名をもって発する文書用, 令和4年4月1日, 印影.

廃止

Table with 4 columns: 公印の名称, 使用区分, 使用廃止年月日, 印影. Row 1: 宇治市産業地域振興部長之印, 産業地域振興部長名をもって発する文書用, 令和4年4月1日, 印影.

宇治市告示第56号

公印の新調及び廃止について

次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第8条第3項の規定により、告示します。

令和4年5月2日

宇治市長 松村 淳子

新調

Table with 4 columns: 公印の名称, 使用区分, 使用開始年月日, 印影. Row 1: 宇治市政策企画部長之印, 政策企画部長名をもって発する文書用, 令和4年4月1日, 印影.

廃止

Table with 4 columns: 公印の名称, 使用区分, 使用廃止年月日, 印影. Row 1: 宇治市政策経営部長之印, 政策経営部長名をもって発する文書用, 令和4年4月1日, 印影.

## 公 告

## 宇治市公告第20号

宇治市源氏物語ミュージアム空調機器改修工事に係る条件付一般競争入札について

宇治市源氏物語ミュージアム空調機器改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和4年4月15日

宇治市長 松村 淳子

## 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 宇治市源氏物語ミュージアム空調機器改修工事
- (2) 工事場所 宇治市宇治東内45番地の26
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

## ○建物概要

- ・規模構造 R C造 地上1階地下1階建て
- ・建築面積 2,292.94㎡
- ・延床面積 2,939.94㎡

## ○工事概要

- ・空調熱源機器改修工事 一式
- ・空調機器改修工事 一式
- ・上記に伴う配管・計装工事 一式
- ・上記に伴う建築工事 一式
- ・上記に伴う電気設備工事 一式
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

- (4) 工 種 管工事
- (5) 工事期間 契約日から令和5年3月17日まで 257日間
- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。

- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における管の総合評価値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
  - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
  - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
  - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

## 3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
  - ② 配置予定現場代理人調書
- （配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

- (3) 提出部数 1部

## 4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

## ① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

## ② 配布期間

令和4年4月15日 午前9時から

令和4年4月21日 午後2時まで

## ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出

## ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下

「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和4年4月15日 午前9時から

令和4年4月21日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和4年4月25日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

なお、指名業者については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和4年4月15日 午前9時から

令和4年5月18日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和4年4月15日 午前9時から

令和4年4月26日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和4年5月10日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和4年5月17日 午前9時から午後6時まで

令和4年5月18日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和4年5月19日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ $\alpha$ 値）は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、予定価格等の事後公表試行実施要領及び低入札価格調査制度の運用に関する要領は、閲覧することができる。

## 19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準、予定価格等の事後公表試行実施要領及び低入札価格調査制度の運用に関する要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課  
郵便番号 611-8501  
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地  
電話番号 0774-20-8716  
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

## 宇治市公告第24号

## 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和4年5月2日

宇治市長 松村 淳子

## 1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和4年度第1号

令和4年度第2号

令和4年度第3号

## 2 縦覧期間

令和4年5月2日以後常時

